

2025 年 12 月 24 日

取引先各位

ダン環境設備株式会社

## 「注文書・請書」「支払条件」変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記の件、この度注文書・請書及び支払条件を変更しましたのでお知らせ致します。  
変更内容は下記になりますので確認の程宜しくお願ひ致します。

敬 具

記

### 1. 「注文書・請書」の変更内容

- ①A4 横から A4 縦に書式変更
- ②提出期限の記載（10 日以内）
- ③支払条件の文面変更  
　　「取引先支払条件等一覧表」の通り
- ④工事内容変更合意書発行の文面追加
- ⑤工事下請負基本契約約款と重複する注意事項を削除

### 2. 支払条件の変更

- ①機器材料を除き全て現金 100%
- ②現金以外のサイトを 90 日以内
- ③現金以外にでんさいを追加

### 3. 問合せ先

ダン環境設備(株)総務経理部 原田、倉橋まで (TEL 082-840-1311)

以 上

# 注文書

注文年月日：

(請負者)

御中

(注文者)

広島市安佐北区上深川町244番地1

ダン環境設備株式会社

電話 082-840-1311

FAX 082-840-1312

承認	確認	担当

工事番号	
注文番号	

貴社見積書により以下の通り注文しますので、お引受けの際は注文請書を10日以内に提出して下さい。

現場名				
工事期間		施工場所		
工事名又は注文品名		数量	単位	単価
				契約金額 (本体金額)
				消費税額 (10%)
				合計金額
<支払条件> 「取引先支払条件等一覧表」の通り				
<特記事項>				
【注意事項】				
1. 工事下請負基本契約書を締結している取引先は基本契約書、締結していない取引先は添付の工事下請負基本契約約款の内容を遵守して下さい。 2. 注文書の内容を変更する場合は「工事内容変更合意書」を発行します。 3. 工事請負代金を請求する際は現場責任者と出来形部分を確認のうえ、注文者仕様の請求書で行って下さい。 4. 前払金を支払う場合は特記事項に支払日、支払金額を記載します。請求方法は工事請負代金と同様の方法で行って下さい。 5. 注文者は立替金、損害賠償金、その他請負人に対する債権が生じたときは、その弁済期の到来を待たずに請負人に対する工事支払金と相殺します。				

# 注文請書

(請負者)

印



印紙

(西暦)

年 月 日

(注文者)

ダン環境設備株式会社 御中

工事番号	
注文番号	

下記の通り注文をお受け致します。

現場名				
工事期間 ~		施工場所		
工事名又は注文品名		数量	単位	単価
				契約金額 (本体金額)
10%				消費税額 (10%)
				合計金額
<支払条件> 「取引先支払条件等一覧表」の通り				
<特記事項>				
<p><b>【注意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>工事下請負基本契約書を締結している取引先は基本契約書、締結していない取引先は添付の工事下請負基本契約約款の内容を遵守して下さい。</li><li>注文書の内容を変更する場合は「工事内容変更合意書」を発行します。</li><li>工事請負代金を請求する際は現場責任者と出来形部分を確認のうえ、注文者仕様の請求書で行って下さい。</li><li>前払金を支払う場合は特記事項に支払日、支払金額を記載します。請求方法は工事請負代金と同様の方法で行って下さい。</li><li>注文者は立替金、損害賠償金、その他請負人に対する債権が生じたときは、その弁済期の到来を待たずに請負人に対する工事支払金と相殺します。</li></ol>				

## 取引先支払条件等一覧表

### 1. 締め支払日

月末締め、翌月末日支払い

### 2. 規定支払条件

機器・材料			
区分	比 率		
	現金 (%)	現金以外 (%)	サイト (日)
個別契約先	0	100	90以内
上記以外	0	100	90以内

外注加工			
区分	比 率		
	現金 (%)	現金以外 (%)	サイト (日)
全て	100	0	0

その他（レンタル費・現場経費）			
区分	比 率		
	現金 (%)	現金以外 (%)	サイト (日)
全て	100	0	0

### 3. 補足

- ① 契約金額決定後の出来高請求は必ず弊社の「指定請求書」で提出願います。
- ② 提出遅れの場合は翌月扱いとなります。
- ③ 支払額が20万円未満の場合は全額現金支払い。額面は消費税を含みます。
- ④ 立替金、振込手数料、電子債権割引料等についても同意頂いた取引先のみ支払額から控除します。
- ⑤ 支払額が10万円以上（消費税含む）の取引先には支払通知書で案内します。
- ⑥ 現金以外とは「回し手形」「ファクタリング」「電手決済サービス」「でんさい」等になります。  
個別契約先以外は全て「回し手形」になります。
- ⑦ 個別契約先とは「ファクタリング」「電手決済サービス」「でんさい」等を締結した取引先のことです。
- ⑧ 注文書で個別に支払条件を結んだ場合はこの限りではありません。
- ⑨ 支払条件について個別に相談させて頂く場合があります。